
改正法の周知及び広報ツールの改訂

令和8年8月18日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

○来年度から施行される改正PCB特措法に向けて年度内に説明会を開催予定。

■自治体向けの説明会：9月上旬（オンライン開催）

■事業者向けの説明会：10月～（オンデマンド配信）

：12月～2月 経産省との合同説明会(10会場)

※東京、新潟市、札幌市、福山市、金沢市、高松市、北九州市、
仙台市、名古屋市、大阪市で開催予定

■新届出様式等の説明会：1月～2月（オンライン開催）

（実際と同様のデモ画像を使って、入力内容や方法を説明予定）

広報ツールの改訂

- これまで作成してきたパンフレットやチラシ、動画などの広報ツールを適宜改訂。
- まずは最も活用されているパンフレットを改訂する。



「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理に向けて」（黄色パンフレット）
高濃度PCB廃棄物をメインに説明



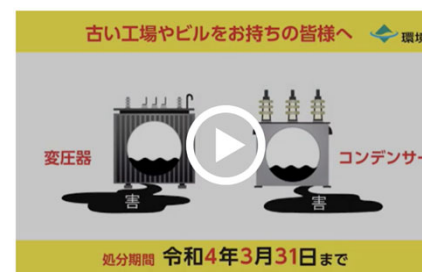
「調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物」（緑パンフレット）
低濃度PCB廃棄物をメインに説明



「トランス、コンデンサを廃棄・リサイクルする前にPCBが含まれているか否かの確認を必ずしてください。」



「PCB廃棄物を保管している事業者のみならずへ」



「変圧器・コンデンサー編」（動画）



「調べて適切に処分！低濃度PCB廃棄物①PCBの放置はビジネスリスク編」（動画）

- 自治体や関係団体（電気保安協会や日本電機工業会（JEMA）、日本PCB全量廃棄促進協会（JPTA）など）にもヒアリングを行い、案を作成する。
- 事業者向け説明会での配布を目指して、改訂作業を実施予定。

